

令和7年度高知県立学校臨時職員募集要項

(障害のある人を対象とした募集を含みます。)

令和6年11月28日

高知県教育委員会

高知県教育委員会が緊急かつ一時的に職員(常勤)を必要とする場合に採用する県立学校臨時職員を次のとおり募集します。

1 募集する職種及び志願資格

職 種 等	応 募 資 格
県立学校実習助手	平成19年4月1日以前に生まれた人
県立特別支援学校寄宿舎指導員	

- (注) 1 地方公務員法第16条等の欠格条項に該当する人は、応募できません。
2 会計年度任用職員の寄宿舎指導員については、別途学校ごとの募集となります。
3 募集する実習助手の職務の分野は、正規職員の病気休暇等の状況で変更することがあります。
4 障害のある人については、「障害者手帳等(※参照)」の交付の有無にかかわらず、どなたでも応募できます。

※ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳(児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医、障害者職業センターの判定書を含む。)を「障害者手帳等」といいます。

2 応募の手続

志願書・志願者調査票・申告書(第1号様式)、健康診断書(第2号様式)に必要事項を記入して提出してください。

(1) 志願書

現住所以外に連絡を希望する場合は、「その他の連絡先」欄に記載してください。

(2) 志願者調査票

ア 「志願する職種等」欄には、採用を希望する職種等の該当する枠内に○印を記入してください。

実習助手を希望する人については、「希望分野」欄に、次の分野のうちから1つ選んで記入してください。

分 野 理科、家庭、農業、工業、水産、看護、図書

イ 「希望任地等」欄については、希望する任地の範囲(たとえば、全域、東部、中部、西部、市町村名又は郡名等)を記入してください。

ウ 「健康診断書の提出時期」欄については、(4)健康診断書を参照のうえ、どちらかを○で囲んでください。

なお、〔月 日〕については、任用者使用欄ですので、記入は不要です。

(3) 申告書

ア 「学歴」欄については、科目等履修生又は聴講生の履歴を記入する必要はありません。

イ 障害者手帳等を所有している人は、「障害者手帳等」欄の該当事項及び「障害があること等により、着任に際して配慮を必要とする事項等」欄に、それぞれ必要事項を記入してください。

また、障害者手帳等を所有していない人についても、配慮を必要とする事項等があれば、該当欄に記入してください。

ウ 「賞罰」欄については、該当がない場合は、「なし」と記入してください。

(4) 健康診断書

- ア 健康診断は、**指定様式（第2号様式）**により、医療機関で作成された健康診断書を提出してください。
- イ 年度当初の採用を希望する場合は、**令和7年2月1日以降**に健康診断を受診し、採用連絡後、速やかに提出できるようにしてください。応募時に提出される場合も、**令和7年2月1日以降**に受診したものを提出してください。

3 応募書類の提出

(1) 受付期間

令和7年4月初旬の採用を希望する場合は、令和7年2月28日（金）までに提出してください。なお、年度途中の採用については、令和7年2月28日（金）以降も応募を受け付けます。

(2) 提出先

提出先	所在地
高知県教育委員会事務局 教職員・福利課 人事企画担当	〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52 (TEL 088-821-4903)

(3) 提出方法

郵送の場合は、封筒の表左下に『**臨時職員志願書在中**』と**朱書**し、提出先へ送付してください。

持参する場合は、高知県庁西庁舎2階、高知県教育委員会事務局 教職員・福利課へ提出してください。なお、受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く、8時30分から17時15分（12時から13時を除く。）までです。

4 有効期間

受付後、令和7年度高知県立学校臨時職員志願者として登録します。その登録の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとします。

5 採用の方法

臨時職員として採用する場合には、令和7年度高知県立学校臨時職員志願者として登録している人の中から、個々に面接並びに志願書、志願者調査票、申告書等による審査を行い、地方公務員法第22条の3第1項等による常勤の臨時職員として採用します。

年度当初採用の審査に関する連絡は、令和7年3月上旬から同年4月上旬までの期間内に、志願書に記載した連絡先に行います。

なお、その時期に連絡できない場合についても、職員の病気休暇等で補充が必要な場合には、年間を通じて随時連絡します。

6 臨時職員（常勤）の待遇（令和6年度実績）※詳細は臨時職員の勤務条件等の概要参照

(1) 給料月額 約18万円（高等学校新卒者の場合）

(2) 社会保険の制度あり

循環的離職（一定期間内に複数回連続して同一「**事業所**」（※参照）を離職すること）についてのハローワークからの照会に対して、再雇用予約がなかった旨を回答し、失業給付を受給した後、再度、当該照会に係る**事業所**に再就職したときには、失業給付を返還する等しなければならない場合がありますので、ご承知ください。

※ それぞれの学校が、それぞれ一つの**事業所**として扱われます。

(3) 退職手当の制度あり

(4) 年次有給休暇等の制度あり

(5) 通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当あり

7 備考

地方公務員法第22条の3第5項の規定により、**臨時職員として任用（採用）**されても、正式任用に際していかなる優先権も与えられません。

臨時職員の勤務条件等の概要

令和6年11月1日現在

区分	内 容 等							
給与	給与の支給日…原則として毎月16日(4月分は25日)に支給されます。							
	高等学校 実習助手	初任給	大学卒	220,400円	8,816円	給料の調整額	2,600円	231,816円
			短大卒	199,800円	7,992円		2,200円	209,992円
			高校卒	180,200円	7,208円		2,000円	189,408円
		加算後の最高額 ※1		336,100円	13,444円		5,100円	354,644円
	特別支援学校 実習助手	初任給	大学卒	220,400円	8,816円	9,000円	2,600円	240,816円
			短大卒	199,800円	7,992円	8,991円	2,200円	218,983円
			高校卒	180,200円	7,208円	8,109円	2,000円	197,517円
		加算後の最高額 ※1		336,100円	13,444円	9,000円	5,100円	363,644円
	特別支援学校 寄宿舎指導員	初任給	大学卒	220,400円	8,816円	9,000円	2,600円	240,816円
			短大卒	199,800円	7,992円	8,991円	2,200円	218,983円
			高校卒	180,200円	7,208円	8,109円	2,000円	197,517円
		加算後の最高額 ※1		336,100円	13,444円	9,000円	5,100円	363,644円
	※1 給料月額等は、任用前の職歴により加算される場合があります。 令和6年4月1日以降は昭和38年4月2日から昭和39年4月1日までに生まれた臨時教職員は、 経歴を基に決定した給料号給による給料表上の金額の7割となります。昭和38年4月1日以前に 生まれた教職員の給料月額それぞれの合計は高等学校教職員249,160円、特別支援学校教 職員258,160円になります。							
	諸手当	通勤手当	交通機関(電車・バス等)利用の場合 上限 56,200円 交通用具(自動車・バイク等)利用の場合 上限 36,800円					
扶養手当		配偶者、父母等/6,500円 子/10,000円						
住居手当		家賃が月額23,000円以下の場合 家賃額 - 12,000円 家賃が月額23,000円を超える場合 (家賃額 - 23,000円) × 1/2 + 11,000円 (100円未満切捨)(上限27,000円)						
その他		期末・勤勉手当(1年間任用の場合は年2回)など ◇61歳超臨時職員に支給されない手当 扶養手当、住居手当、特勤勤務手当						
退職手当	6か月以上(※1)継続勤務した場合に、退職事由と勤続年数に応じた支給率等で算定支給されます。 ※1 他自治体の勤務期間が通算される場合があります。 ※2 正職員の定年として定められた年齢に達した日後における最初の4月1日以降に任用された臨時職員 は、支給されません。							
休暇	休暇	年次有給休暇(1年間任用の場合は20日) 病気休暇、夏期特別休暇 など						
災害補償	公務災害 通勤災害	地方公務員災害補償制度(公災)又は労働者災害補償保険(労災)の適用となります。						
社会保険等	雇用保険	適用となります。 一定期間内に複数回連続して同一「事業所」(下の※参照)に入離職を繰り返したことについてのハローワークか からの照会に対して、再雇用予約がなかった旨を回答して失業給付を受給した後、再度、当該照会に係る「事業所」 に再就職したときには、失業給付の返還等をしなければならない場合がありますのでご注意ください。						
	医療保険 ・厚生年金	医療保険:公立学校共済組合の健康保険が適用されます。(◎) 厚生年金:日本年金機構の第1号厚生年金が適用されます。(◎) ◎…2か月以内の期間を定めて雇用される者であって当該期間を超えて雇用されることが見込まれない者 は、医療保険、厚生年金の適用はありません。						

(注) 表中の「61歳超臨時職員」は、61歳に達した日後の最初の4月1日以降に任用された臨時職員のことをいいます。